

小平市議会定例会一般質問通告書

一問一答方式

質問件名： 危ないを安心・安全に、市民要望の多い地域課題の解決のために

質問要旨（質問する趣旨・内容を具体的に、1問1ページに納めて記入すること）

日頃地域から寄せられる要望や危険性の指摘、さらには長年にわたり解決されないまま時間が経過している地域課題を少しでも解決に近づけるため、以下質問いたします。

1. 泉蔵院西側市道の安全対策について

- (1) 境界が未確定なのはどこか、またブロック塀の改善状況について伺います。
- (2) 所有者不明墓地の現状と今後について伺います。
- (3) 暫定対策として、新青梅街道から南進した左手住宅地と墓所がせり出し双方通行ができない狭小部分の手前路面に、注意を促すカラー舗装や路面標示ができるか伺います。

2. 七小東公園の草刈り作業の利便性向上のために

夏場草刈りに使う、草刈り機のバッテリーの充電を委託作業者の自己負担としているケースがあるが、現場の保管倉庫等に充電のためのコンセントを設置できないか伺います。

3. 小平市の玄関口である、小平駅南口前のトイレの改善について

- (1) 度々声が寄せられる、扉が壊れている、閉まらない、トイレットペーパーがない、臭い、汚いといった問題の改善ができないか伺います。
- (2) 自転車駐車場の更新に合わせ、安心して使えるトイレにリニューアルできないか伺います。

4. 「ほこみち」制度の採用で賑わいの創出を

小平駅南口、花小金井駅南口、新小平駅等のロータリー内道路を「利便増進誘導区域」に指定できませんか。

上記のとおり、小平市議会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年8月22日 小平市議会議長殿

小平市議会議員 虹川 浩

受付番号 [6] - (1/2)

27	26	25	24
19	19	18	17

差し替え

5. 8. 23

小平市議会定例会一般質問通告書

一問一答方式

質問件名 大規模修繕の実施で分譲マンションの固定資産税 3 分の 1 減額は可能か
質問要旨（質問する趣旨・内容を具体的に、1 問 1 ページに納めて記入すること）

本市においても「マンション管理美化促進計画」の策定とともに、市内全 217 棟の実態調査の結果を踏まえ、「マンション管理計画認定制度」が実施されます。小平市税条例の一部を改正する条例も議決されたことから、減額される期間、金額、減額を受けるための手続き等について、以下質問いたします。

1. 実態調査の結果を踏まえ、市のマンションの状況について伺います。

- (1) 築 20 年以上かつ 10 戸以上のマンションは何棟ありますか。
- (2) その中で、令和 3 年 9 月以降で、修繕積立金が管理計画の認定基準に満たないマンションは何棟ありますか。
- (3) 同じくその中で、長寿命化工事を過去に 1 度以上実施しているマンションは何棟ありますか。
- (4) 同じくその中で、令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日の間に長寿命化工事を完了または予定しているマンションは何棟ありますか。

2. 分譲マンションの固定資産税 3 分の 1 減額を受けるためには、上記に加え、次の 2 つ のうちどちらかに該当する必要があることから、以下伺います。

- (1) 「管理計画認定マンション」となるための要件、手続き、期間について伺います。
- (2) 市の「助言・指導」を受け、「助言・指導内容実施等証明書」の提出で減額を受けられるとなっていますが、その具体的な内容と、手続き、期間について伺います。

3. 分譲マンションの固定資産税 3 分の 1 減額の要件や手続き情報を広く周知すべきではないか、伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 8 月 22 日 小平市議会議長殿

小平市議会議員 虹川 浩

受付番号 [6] - (2/2)

27	26	25	24
19	19	18	17

再質問の方式
1 一括質問一括答弁方式
2 一問一答方式

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 いじめ重大事態調査に関する文書原案の作成は第三者に任せよ

質問要旨

いじめ重大事態の調査を進める際に作成される様々な文書や最終的な調査報告書は、第三者性が客観的に担保されている状況の中で作られる必要がある。なぜならこれまで指摘してきたように、特に被害者やその家族が信用できない調査や報告書であれば作る意味がないどころか、二次被害を与えるものになるからだ。税金の無駄遣いにもなる。そのため、いじめ重大事態の調査に関する文書の作成について以下質問する。なお、以下で原案としているのはいわゆるたたき台のことを指し、第三者委員会としているのはいじめ重大事態の調査や再調査を担う第三者委員会のことを指す。

1. 平成30年4月と令和4年3月にとりまとめられたいじめ重大事態の調査報告書の原案は、それぞれ誰が作成したか。教育委員会事務局か。
2. いじめ重大事態の調査報告書はその原案を第三者委員会ではなく教育委員会事務局が作成するという決まりはあるか。
3. 第三者性を客観的に担保するよう、第三者委員会の会議録やいじめ重大事態の調査報告書の原案については、教育委員会事務局ではなく第三者委員会の弁護士など第三者が担うべきと考えるが見解は。
4. いじめ重大事態の被害者本人や家族から要望があれば、第三者委員会の会議録や調査報告書の原案作成を教育委員会事務局ではなく第三者委員会の弁護士などに担ってもらうことは可能か。もし不可能ならば、その根拠は。
5. 他の自治体では、いじめ重大事態の調査や再調査に際し、会議録や調査報告書などの文書作成を担うための調査補助員を設けたり、そのことを条例で規定しているところもある。小平市も同様に導入すべきと考えるが見解は。
6. 第三者委員会の報酬は日額で委員が 12,000 円、委員長が 13,000 円と規定されている。これだけでは十分な取り組みが行えないことは容易に想像できる。少なくとも会議録の作成や報告書の作成など、別途報酬が必要になる作業については、他の自治体で行っているように時間給を設けるべきと考えるが見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 8 月 28 日 小平市議會議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 24 】

27	26	25	24
20	20	19	18

1/4

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式
1 =括質問一括答弁方式
2 一問一答方式

質問件名 事務の点検及び評価や学識経験者の意見は何のためにあるか

質問要旨

本年8月の教育委員会定例会において小平市教育委員会事務の点検及び評価(以下、点検評価と呼ぶ。)(令和4年度版)の案が示され、可決した。以前も述べた通り、この点検評価の冒頭には、点検・評価の意義が次のように2つ定められている。①毎年度、自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。②点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを小平市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

これまでと同様、今回可決した点検評価もこの2点が満たされていない部分があるため、以下質問する。

1. いじめ重大事態について

いじめ重大事態の扱いには大きな課題があり、その改善への取り組みは①と②を達成するために重要である。そのため、いじめ防止の観点からいじめ重大事態を点検・評価するだけではなく、防止策がかなわざいじめ重大事態が発生した際の対応についても点検・評価し、課題・対応・今後の方向性を示すべきと考えるが見解は。

2. 服務事故再発防止の取組について

- (1) 発生防止ではなくなぜ再発防止という表現を使っているのか。
- (2) 評価の重要な指標である服務事故の発生件数が記載されていない理由は。
- (3) 令和4年度に少なくとも1件の不適切な指導があり服務事故が発生している。令和4年度以前にも不適切な指導があったというご相談を数件受けており、教育委員会も認識している。つまり研修だけでは服務事故は防ぎきれない。ご相談いただいているケースでは事故発生後の対応が大きな課題となっている。そのため、研修という観点だけから服務事故防止を点検・評価するのではなく、研修をしても発生してしまった服務事故の、その後の対応についても点検・評価し、課題・対応・今後の方向性を示すべきと考えるが見解は。
- (4) そもそも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条で、教育委員会はその権限に属する事務について毎年自ら点検及び評価を行い、報告書を議会へ提出するとともに公表することと定められている。その趣旨からすると「権限に属する事務全般が点検・評価の対象」とも読める。小平市は事業を絞って点検・評価の対象としているがこれは法的に許されるのか。許されるとしたらどういう根拠に基づいているか。

3. 学識経験者からの意見について

- (1) 学識経験者からの意見は何のために記載しているか。
- (2) 学識経験者からの意見に、いじめ重大事態はもとより、いじめや体罰についての言及が一切ない。令和4年度中にいじめ重大事態の発生報告が2件あり、その対応の問題が指摘され、また服務事故も発生し体罰を訴える訴訟の判決も出ている中で一切の言及がないことには強い違和感がある。市教育委員会は学識経験者に対し、それらについては意見いただかないよう伝えているのか。それとも意見してはいけないルールがあるのか。
- (3) 意見をいただいている学識経験者はいじめ重大事態調査の第三者委員会の委員長も務められており、いじめ重大事態の対応に関する市の課題を詳しく把握されているはずである。しかし、意見ではこれら課題に一切触れられていない。教育委員会と関係が深いため指摘できていないのではという風にも見える。市の見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年8月28日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【24】

27	26	25	24
20	20	19	18

2/4

再質問の方式
1 =括質問—括答弁方式
2 =一問一答方式

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 情報公開を恣意的に妨げられてしまう仕組みを改善せよ

質問要旨

先日、市民が教育委員会に対し保有個人情報の開示請求を行ったところ、存在しないため不開示という決定がなされた。その後市民の指摘により実際は文書が存在することが明らかになり、不開示決定が取り消され開示されることとなった。それ以外にも同様の疑わしい事例(存在するのに存在していないとしているのでは)のご相談をいただいている。現在の情報公開制度は、市が恣意的に開示する文書を選べる仕組みになっているように見える。今回の事案はそれが表面化したものではないか。情報公開制度の根幹にかかる問題であることから、以下質問する。

1. 最近、保有個人情報の開示請求に対し、文書が存在しないといった理由で不開示決定した後に、市民の指摘で文書の存在が判明し、不開示決定を取り消した事案があったことは事実か。
2. もし1が事実であれば、市の信用を著しく失墜させることであり、原因の調査と再発防止の対策が必要である。内部統制の試行運用の中で取り扱われるなどの対応は行われるか。
3. 教育委員会と市長部局における個人情報の開示も含めた公文書の公開請求において、これまで開示するべき情報を何らかの理由で開示していなかったことが判明した事例は令和4年度までの10年間で何件あるか。
4. 市の職員に対する手引きが示されている市の「情報公開条例の手引き」には、公開請求に係る公文書の特定という項において、公開請求者が公開請求をする上で「有用な情報の提供に努める」と書かれている。しかしどこにも「漏れのない情報提供に努める」とは書かれていません。これはなぜか。漏れがあることは許容されるのか。
5. 公文書の公開請求者は行政事務に通じているわけではないので、具体的な公文書の件名を書けない場合が多い。その際、たとえばある個人Aについての保有個人情報の開示に関し「Aに関する記録全部」といった書き方で公開請求することもある。それに対して漏れのない情報提供を行うためには、Aという名前で文書目録検索ができることや、Aの属性に応じて関連する資料一覧のリストがあること、または同様の請求に対してこれまで開示した資料一覧のリストがあり容易に検索できる仕組み等が必要である。そういう漏れのない情報提供に努めるための仕組みは設けているか。
6. 公文書の公開請求に対して、市が仮に、職員や部署で恣意的に情報を出さないことにしたり、または職員が多忙などの理由で開示すべき情報を精査せず、ある程度の情報を調べただけでそれを公開して終わりにしたりする、というようなことがあったとしても、それを防ぐための仕組みは無いと思われる。この認識で正しいか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 8 月 28 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【24】

27	26	25	24
20	20	19	18

3 / 4

再質問の方式

- | |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| 2 一問一答方式 |

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 行政不服審査会の利益相反と言える問題はどうなったか

質問要旨

令和5年3月3日定例会での一般質問と同3月7日の一般会計予算特別委員会等において、市の行政不服審査会の委員長と副委員長が市の顧問弁護士を務められていることは利益相反に当たるものではないか、公平中立な審査ができるとは考えられない、という趣旨の質問を行った。それに対して一般会計予算特別委員会で「請求者の目線からすると、そういう疑惑を抱かれる可能性があるのだろうと思いますので、その点に関しては他市の状況なども少し確認させていただきたい」という答弁があった。その後の状況について質問する。

1. 市の行政不服審査会の委員長と副委員長は市の顧問弁護士であるため利益相反で公平中立な審査ができないとの趣旨で指摘したが、これについて、その後、どう検討し、どう対応したか。
2. 市の顧問弁護士2名それぞれについて、市の顧問弁護士を務められた経歴(何年から何年・年数)、及び行政不服審査会の委員長と副委員長を務められた経歴(何年から何年・年数)は。
3. 令和4年度までの5年間で、各年度の次の数値を簡潔に(用語も含めて簡潔に)教えていただきたい。
①行政不服審査法の規定に基づく不服申立てによる審査請求の請求件数、②主管課(処分庁)における再検討開始から諮詢するまでの期間(平均日数、最短日数、最長日数)、③再検討の結果、却下され審査会に諮詢しなかった件数、④再検討の結果、公開決定等を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開した件数、⑤②で諮詢された時から審査会に諮詢されて審査会に諮詢され、その回答が請求者に伝えられるまでの期間(平均日数、最短日数、最長日数)。なお、例えば②で求めている諮詢するまでの期間など、内部で違う期日のデータを所有している場合はそれでもよく、その旨の説明を求める。
4. 令和5年3月7日の一般会計予算特別委員会で、市の顧問弁護士2名が行政不服審査会の役員(や委員)を務めていることについては、状況によっては利益相反が生じる場合があり得るため、利害関係が生じる場合には調査審議には関与しないようにしていると答弁している。しかし市を守る立場の顧問弁護士が、行政不服審査請求に対し、なるべく市が訴えられないよう、又は訴えられても敗訴しないよう等の対応をすると考えるのは自然なことである。これは利益相反の状況にあるのではないか。市の見解は。
5. これまでに行政不服審査請求がなされた後に市が訴えられる事例はあったか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年 8月 28日 小平市議会議長 殿 小平市議會議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【24】

27	26	25	24
20	20	19	18

4/4

再質問の方式

一問一答方式

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 男女共同参画宣言都市こだいらは何のために

質問要旨（質問する趣旨・内容を具体的に、1問1ページに納めて記入すること）

令和4年3月に宣言されたとする「男女共同参画宣言都市こだいら」は、実効性のあるものなのか。市長の姿勢を問う。

- 1 宣言の根拠は何か。
- 2 男女共同参画宣言都市こだいら実施によって前進した点・評価・課題は何か。
- 3 小平アクティブプラン 21（第四次小平市男女共同参画推進計画）の施策の内容のうち、施策の方向性の重点①から⑤の進捗状況と課題をどのように捉えているか。
- 4 例えば、市役所の管理職の女性の割合50%など、現実離れした目標を掲げることは、男女共同参画宣言都市こだいらの阻害要因と成り得る。撤回し、再検討すべきと考えるが見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年8月22日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 津本裕子

受付番号 [8] - (1 / 3)			
27	26	25	24
21	21	20	19

再質問の方式

一問一答方式

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名

こだいら健康増進プランをより実効性のあるものに改定するため

質問要旨（質問する趣旨・内容を具体的に、1問1ページに納めて記入すること）

こだいら健康増進プランは令和6年からの実施に向けて改定される。今年度までの計画では、コロナ禍により実施が困難であった事業等も考えられるが、新しい計画は、より市民に身近で取り組みやすいものとして、幅広い世代に自ら健康を作る取り組みを進めていくべきと考え、以下について質問する。

- 1 改定の現状と、改定案に対する市民参加はどのようにされているのか。
- 2 今年度までの評価と課題、次期計画の重点施策は。
- 3 市民の健康増進への取り組みに対する、魅力的なインセンティブの実施についての考え方。
- 4 先進事例を参考にした、新たな取り組みが必要ではないか。
- 5 取り組みを広げるためには、広報の工夫も重要と考える。今後新たな取り組みは。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年8月22日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 津本裕子

受付番号 [8] - (2 / 3)			
27	26	25	24
21	21	20	19

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 子どもたちに本の楽しさを実感してもらうために

質問要旨（質問する趣旨・内容を具体的に、1問1ページに納めて記入すること）

読書は心の財産となります。すべての子どもたちが、あらゆる機会とあらゆる場所で自分の望みと力で本に触れる環境を作ることが重要です。

市立小・中学校や市立図書館においてより良い読書環境を構築すべきと考え以下質問をする。

- 1 ブックスタート、ブックトーク、おはなし会の成果と子どもの意見反映状況は。
- 2 電子書籍導入についての、検討状況は。
- 3 外国語書籍の導入状況は。
- 4 蔽書数は標準数を満たしていても、廃棄・更新が適正に実施されていないとの要望が多いが、学校図書館の状況は。
- 5 司書有資格者の学校図書館への配置状況は。
- 6 国の第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画のうち、「基本方針」の実現について、市の具体策を示せ。
 - ① 不読率の低減
 - ② 多様な子どもたちの読書機会の確保
 - ③ デジタル社会に対応した読書環境の整備
 - ④ 子どもの視点に立った読書活動の推進

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年8月22日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 津本裕子

受付番号 [8] - (3 / 3)			
27	26	25	24
21	21	20	19

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- ① 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 小平市の経営方針について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

2021年策定の小平市第四次長期総合計画では12年後に目指す小平市の姿として、つながり、共に創るまちこだいらを掲げています。その実現に向けて、ひとつくり、くらしづくり、まちづくりの基本目標を設定し、施策を着実に実施するために自治体経営方針を設けています。

自治体経営について、民間企業における経営の概念と共通するものがあること、最小の経費で最大の効果を生み出す合理性とともに、市民の視点に立ち、公開、参加の過程を開くことが緊要であるとしています。また行政はさらに経営感覚に富んだ執行体制を構築していくとしています。

行政側の合理性が市民の希望に沿わないとき、市民は置き去りになるのでしょうか。情報公開や説明で市民の理解をすすめるだけでなく、お互いに納得するまで対話していくことが必要だと考えます。つながり、共に創るまちこだいらの実現のために以下質問します。

1. 小平市自治体経営方針を作成するに当たり、どこでどのような検討が行われたのかお示しください。

2. 小平市経営方針推進委員会委員に、有識者と共に公募市民が選任される理由は。

3. 第1期小平市経営方針推進プログラムについて

- ① 取組み内容である実施プログラムや検討プログラムはどのような考え方に基づいて設定しましたか。
- ② 実施プログラム「⑧事業の精査と見直し」の対象事業の抽出はどのような方法で行われましたか。
- ③ 実施プログラム「⑧事業の精査と見直し」をどう評価していますか。課題についてもお示しください。
- ④ 実施プログラム「⑩職員提案制度の見直し」の進捗状況をお示しください。
- ⑤ 第2期小平市経営方針推進プログラム策定に向けての検討状況をお示しください。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年8月28日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名 さとう 悅子

受付番号【 /6 /】

27	26	25	24
22	22	21	20

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式
① 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 すべての人が安心して幸せに暮らすための権利である生活保護について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

2020年に拡大した新型コロナウイルス感染症は今年5月に感染法上の位置づけが2類から5類に引き下げられ少しずつ日常が戻りつつあり、これまで行われてきた新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮のための支援策としての住居確保給付金の要件緩和策は終了しています。しかしながら新型コロナウイルス感染症による生活への影響が完全になくなった訳ではなく、さらに食品や日用品などの価格高騰や光熱費の高騰などで市民の生活は依然として厳しい状況にあります。すべての市民が健康で文化的な生活が送れていいのか心配です。国民の権利である生活保護を必要な人が適切に受けられるよう以下質問します。

1. 市内の生活保護世帯数と相談件数の直近5年間の推移をお示しください。
2. 生活保護受給に至る主な理由を5点お示しください。
3. 必要な人が生活保護を受けることができるように行っている周知や連携についてお示しください。
4. 生活保護受給者の健康維持管理には冷房や暖房の機器が必要です。冷暖房機器の購入、設置に対する経費の支給要件をお示しください。
5. 生活保護を受給しても持ち家で暮らしたいという声を聞いています。持ち家で暮らしながら生活保護を受給する場合、どのような条件、方法で可能になるのかお示しください。
6. 生活保護受給者のマイナンバーカードの取得率と、医療扶助のオンライン資格確認の導入の進捗についてお示しください。
7. 必要な支援を届けるためにはケースワーカーの心身の健康保持が必要です。配置の状況と働き方の工夫をお示しください。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年8月28日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 さとう 悅子

受付番号【 16 】

27	26	25	24
22	22	21	20

1 一括質問一括答弁方式
②一問一答方式

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 LGBTQの人も暮らしやすい小平にするための施策を

質問主旨 電通の「LGBTQ+調査2020」によると、LGBTQ+に該当する人の割合は8.9%となっています。今年6月に成立、施行された「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(以下、法という)で、地方公共団体は、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する理解の増進に関する施策を策定し、実施するよう努めるとされました。LGBTQの人も暮らしやすい小平市にするための施策についてお聞きします。

- 1 昨年度から開始した「こだいらにじいろ電話相談」と「こだにじROOM」の相談件数や参加者数などの実施状況は。
- 2 小平市は、若年層セクシュアル・マイノリティ支援連携事業にじーず多摩に今年度から参加しました。月1回、加盟11市のどこかで10代から23歳までのLGBT(かもしれない人含む)の居場所を開催しています。小平市在住者の参加状況と、今年5月から実施している市立小・中学校での多様な性に関する教員研修と個別相談の実施状況をお教えてください。
- 3 法や、平成30年施行の東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(以下、人権尊重条例という)は、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別は、あってはならないとしています。また、多摩市や武蔵野市、国立市は、男女平等に関する条例のなかで、性別のみならず、性自認や性的指向に基づく差別を禁ずる規定を設けています。小平市も条例等で、性的マイノリティへの差別を禁ずる規定を設けることはできないでしょうか。
- 4 国立市や武蔵野市、日野市、町田市等は、本人の意思に反して性自認又は性的指向を第三者に公表すること(アウティング)を条例で禁じています。豊島区男女共同参画推進条例では、アウティングの禁止に加え、男女共同参画苦情処理委員を設け、苦情や救済の申出に係る調査や、是正等の措置の勧告、改善意見の表明等が行われることとなっています。小平市でも同様の施策を実施できないでしょうか。
- 5 渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ制度共同調査によると、今年6月28日時点で、全国人口カバー率70.9%となる328自治体でパートナーシップ制度が導入済みです。東京都も人権尊重条例を改正し、昨年11月からパートナーシップ宣誓制度を導入しました。都の制度で宣誓したパートナーは、都営住宅の入居や、都立病院での診療情報の提供、生活保護の決定実施等について、配偶者と同様に扱われることになりました。都の制度導入による小平市政への影響、および小平市でのパートナーシップ制度導入についてのお考えをお聞かせください。
- 6 千葉市は2017年から性別が同一である者とパートナーシップを形成した職員が、結婚休暇と同様のパートナー休暇、およびパートナーとその親族を介護するために介護休暇を利用できるよう制度を改正しました。また、国立市では2021年に職員の給与に関する条例を改正し、職員とパートナーシップの関係にある者も扶養親族として認め、扶養手当の支給対象としました。東京都も昨年11月から都職員の休暇・休業、手当等に関する制度で東京都パートナーシップ宣誓制度の相手方を対象として追加しています。小平市での職員に係るパートナーシップ制度の状況をお教えてください。
- 7 文京区職員・教職員向けの「性自認および性的指向に関する対応指針」は、区民等、児童・生徒等、職場、の3分野でのLGBTへの対応について定めています。例えば、区民等への対応では、行政手続きの申請書等の性別欄について、必要でないものは削除し、必要な場合は男女以外に「どちらでもない」という選択肢を設けることなどを定めています。また、国立市は職員向けにLGBTQ+研修を毎年実施し、受講者にはレインボーカラーのバッジを渡し、業務時間にも任意での着用を促す取り組みを行っています。小平市での職員向けの取り組みをお教えてください。
- 8 2019年のいわゆる労働施策総合推進法改正で、職場におけるパワーハラスメント防止措置が事業主の義務となり、昨年4月からは中小企業にも適用されています。パワーハラスメントには、性的指向や性自認に関する侮辱的言動やアウティングも含み、防止措置としては、パワーハラスメント禁止の方針の明確化と周知・啓発、相談窓口の設置、パワーハラスメント被害への措置等が含まれます。東京都は、2020年度から民間企業の人事・採用担当者等を対象とした研修を実施し、受講企業はLGBTフレンドリー宣言を行い、東京都がホームページで公表しています。また、文京区は2017年から、区が登録する工事や物品購入、指定管理の事業者と交わす契約書類で性別(性自認および性的指向を含む)に起因する差別的な取扱いを行わないことを事業者に求めています。小平市での事業者に向けた取り組みをお教えてください。
- 9 いのちリスペクト。ホワイトリボン・キャンペーンによるLGBTの学校生活に関する実態調査(2013)によると、LGBTの68%が学校生活でいじめや暴力を経験し、国の自殺対策大綱でLGBTは自殺のハイリスク層とされています。文部科学省が平成28年に作成した「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)周知資料」では、性同一性障害に係る相談を受けた場合、養護教諭等を含むサポートチームをつくり対応することや、多目的トイレの利用を認めることなどを記載しています。小平市立小・中学校でのLGBTQへの対応は

上記のとおり、小平市議会規則第57条第2項により通告します。

令和5年8月25日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 水口 かずえ 受付番号【13】

27	26	25	24
23	23	22	21

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| ② 一問一答方式 |

質問件名 健康保険証は存続を、続出するマイナンバーカードをめぐるトラブルについて問う

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

岸田政権の下で、マイナ保険証に別人の情報が紐づけられているなど誤登録が約8400件以上も発覚しているにも関わらず、健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナ保険証への切り替えを事実上強要する「マイナンバー法改正」が6月2日に自民、公明、維新、国民などの賛成多数で強行可決されました。政府が現行の健康保険証を廃止してマイナ保険証に一本化していくと突き進む根本には、「公正・公平な負担と給付」を求めるといって、徴税強化と社会保障費の削減をしていく狙いや、国民の医療情報を民間企業に開放してデータの利活用を「儲けのタネ」にしていくという財界の狙いがあります。そうした中、マイナンバーの活用に不安を感じている市民の方から「マイナンバーカードを返納したいがどうすればいいのか」などの相談が私のもとにも寄せられてきています。このままでは2024年秋の保険証の廃止の時期が近づけば近づくほど自治体や保険者、医療現場が混乱の渦に巻き込まれることになりかねないことから市の姿勢を確認すべく以下質問いたします。

1. 「マイナポイント第1弾」に2500億円、「マイナポイント第2弾」に1兆8000億円と合計で2兆円以上をかけた一大事業となっているが、マイナンバーカード推進のために現在までに市として予算化し支出してきた合計額について伺う。
2. マイナンバーカードをめぐるトラブルが続出していることから、市民より「返納したい」という問い合わせはどのくらい寄せられているか、また実際に返納や取り消しが行われた例があればその件数について伺う。
3. マイナンバーカード関連の主なトラブルとしては、①証明書コンビニ交付サービスにおける誤交付、②「マイナ保険証」への個人情報の紐づけ、③公金受取口座誤登録、④マイナポータルで別の年金記録閲覧、⑤マイナンバーと障害者手帳情報との紐づけミス、⑥マイナポイント個人付与、⑦マイナンバーカード個人交付(同姓同名)、などが挙げられるが小平市の発生状況について伺う。
4. 自ら申請することが困難でカード取得に支援を必要とする高齢者や障害のある方が、マイナンバーカードの取得や利用から事実上排除されてしまうことが社会的に問題となっているが、そうした方への対応について伺う。
5. 国民皆保険制度のもとでは保険者は被保険者に保険証を届けることが義務となっているが、現行の健康保険証を廃止することにより、申請主義へと大転換しマイナ保険証も資格確認証も交付されない手元に保険証の無い方が多く発生し、医療機関において保険医療が受けられない事態が生じることが避けられない状況となっているが、見解を伺う。
6. 政府はマイナンバーの紐づけに誤りがある恐れのある個別データの総点検を400から500程度の自治体に行うよう指示しているが、手作業に頼らざるを得ないなど自治体職員の負担がさらに増大することが懸念されているが関係課の職員の時間外勤務の実態について伺う。
7. 現行の健康保険証が廃止となれば、マイナンバーカードを持たない人は公的保険診療から遠ざけられる結果となりかねず、国民皆保険制度の下で守られている国民の命と健康が脅かされることにつながるが、小平市として国に対し来年秋からの健康保険証廃止・マイナンバーカード一本化を中止するよう要請すべきと考えるが、市の見解を伺う。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

2023年8月28日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 鈴木だいち

受付番号【 17 】

27	26	25	24
24	24	23	22

-(1 / 2)

- ① 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 PFAS 水汚染問題から市民の不安に寄り添った早急な対策を求める

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

6月8日、「多摩地域の有機フッ素化合物(PFAS)汚染を明らかにする会」が27自治体に住む650人の血液検査を実施し、最終報告を発表しました。その報告で明らかになったことは、参加者全体の平均値はPFOS、PFOA、PFHxS、PFNAの4種合計で1ミリリットル当たり23.4ナノグラムと、2021年度に環境省が実施した全国調査における同8.7ナノグラムの約2.7倍という結果でした。

この結果を分析すると27自治体の中で最も血中PFAS濃度の平均値が高かったのが国分寺市の同45ナノグラム、そして小平市は同22.6ナノグラムと5番目に高い値であり、米国の指標値を超える割合は53.6%と半数以上の方が基準を超えていたことがわかりました。住民の不安は募るばかりです。

新たな公害問題であるPFASによる水汚染から市民の命と健康を守るために、小平市にできることは何か、3月、6月定例会に続き、「予防原則」にたった早急な対策を求め、以下、質問いたします。

1. アメリカの環境保護庁がガイドラインで示した安全性の目安として、PFOSについては1リットル当たり0.02ナノグラム、PFOAは0.004ナノグラムとし、「ゼロに近い量でも健康に悪影響を及ぼす可能性がある」と説明し、アメリカは規制値案としてPFOS及びPFOAそれぞれ1リットル当たり4ナノグラムとしました。日本の暫定目標値は1リットル当たり50ナノグラムだが、その基準を下回っているから問題はないという国や東京都、都水道局などの行政による認識で市民の命と健康を守ることができるのか、市の見解を伺う。
2. 米軍横田基地への立ち入り調査等、国や東京都に対策を求めていくためには多摩地域の自治体間で連携し要望していくことが重要と考えるが、小平市の参加状況など現在の進捗について伺う。
3. 自治体として現時点における市民の血中PFAS濃度に関するデータを集積し知見蓄積を行っていくことが、今後の調査や分析を行う上では重要であり、必要な対策を講じていくためにも不可欠であると考えるが、市の見解を伺う。
4. 市民からは「学校や保育園、また農地用水から高濃度のPFASが検出された場合は市が責任をもって浄水器を設置してほしい」、「野菜のPFASへの影響を調べてほしい」、「いつから汚染された水を飲んでいたのか東京都に明らかにしてもらいたい」といった声が寄せられている。こうした市民の不安を払拭するためには徹底した「予防原則」に基づき、早急な対策を講じる必要があると考えるが、見解を伺う。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

2023年8月28日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名

鈴木だいち

受付番号【 17 】	27	26	25	24
	24	24	23	22

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式
①一括質問一括答弁方式
②一問一答方式

質問件名 小平市の非核・平和事業の継続と発展を求める

質問要旨 今年、米国による原爆投下から 78 年。世界はロシアのウクライナ侵略が続く中、核兵器使用が現実化しかねない危険な情勢に直面しています。核兵器は、いかなる状況においても決して使用されなければなりません。すべての核兵器は、一刻も早く完全に廃絶されなければなりません。

「核兵器禁止条約」が国連会議で採択されて 6 年を迎えました。日本政府として核兵器禁止の責任ある態度を取るべきと考えます。

今年 5 月 G7 広島サミットでは、参加各国リーダーがそろって広島平和記念資料館を訪れ、被爆者と面会し、被爆の実相を知ることの重要性を自らの行動で世界に示しました。また、このサミットの成果文書である「核軍縮に関する G7 首脳広島ビジョン」では、「核戦争に勝者はいない。決して戦ってはならない」ということが再確認されました。しかし、この広島ビジョンは、核兵器を持つことで自国の安全を守るという「核抑止」を前提としています。核抑止の危うさはロシアだけではありません。核抑止に依存していくには、核兵器のない世界を実現することはできません。私たちの安全を本当に守るためにには、地球上から核兵器をなくすしかないので。(8 月 9 日長崎平和宣言一部抜粋)

小平市教育委員会は今年度も広島平和学習を継続して行いました。市内では原爆パネル展・映像展とともに語り部から聞く事業を継続して行いました。

市長は昨年度の第 10 回平和首長会議総会に出席し、取組を発表したと伺いました。

小平市の非核・平和事業の継続と発展を求めて、以下質問いたします。

1. 市長として核抑止力論ではなく非核・平和について発信していくことについて認識を伺う。また、今年の G7 広島サミットを受けて市長の見解を伺う。
2. 小平市の非核平和事業の推進、発展、語り部の方の継承が重要と考えます。今被爆者の平均年齢は 85.01 歳です。実相を伝えるため語り部の方、市内被爆者の方々の聞き取り記録等を行ってはいかがか。
3. 小・中学生の広島平和派遣事業の継続と発展について今年度の実施の評価を伺う。
4. 原爆パネル展に用いている広島市立基町高校の生徒と被爆証言者との共同制作による「原爆の絵」は一部展示にとどまっているがすべて展示するべきと考えるがいかがか。
5. 第 10 回平和首長会議総会に出席した報告や、今年度の平和首長会議総会に出席をする場合、市民への報告を行っていただきたいと考えるが認識を伺う。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5(2023) 年 8 月 28 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 細谷 正

受付番号【 27 】 - (1 / 3)

27	26	25	24
25	/	/	/

再質問の方式

①一括質問一括答弁方式

②一問一答方式

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 生活保護制度が真にセーフティーネットとなることを求める

質問要旨 コロナ禍や、物価の高騰などによる生活困窮者の最後のセーフティーネットは行政が担う生活保護制度である。しかし、生活保護制度はあるものの、市民の方の中には行政に壁を感じて相談もしくは申請を躊躇してしまう人も少なくない。

私も市民の方からの相談を受けて、生活保護申請窓口に行くことがある。そのような時、市は生活保護制度を説明するしおりを用いて丁寧に説明をしているが、生活保護制度の周知に当たっては、小平市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等、社会福祉関連・教育関連・子育て関連の事業者との連携、協力関係が欠かせないと考える。

また、令和5年度予算特別委員会参考資料集によれば、単身生活保護世帯の死亡状況(令和3年度)は18人である。毎年の人数の推移について評価と分析が必要であると考える。

生活保護制度を取り巻く社会全体として、市が果たすべき役割について以下質問します。

1. 生活保護の申請の相談件数、受給世帯数について過去5年間の推移を伺う。また申請の主な理由は。合わせて、コロナ禍以前と現在とで変化はどのように捉えているか。

2. 単身生活保護世帯の死亡状況について過去5年間の人数の推移を伺う。またコロナ禍以前と現在とで変化はどのように捉えているか。

3. 先日も私が相談を受けた方から、生活保護受給者が自宅で亡くなっていたことを知りました。相談を受けた方から伺うと発見者は地域包括支援センター職員とのことです。生活保護受給者の死亡発見に至る経緯について記録の確認ができるのか伺います。また、単身生活保護世帯の死亡状況(令和3年度)18人について、発見者は誰か把握しているか伺います。

4. 生活保護担当ケースワーカーは80世帯につき1人と厚生労働省の基準では示しているが、直近の予算特別委員会審査では90世帯と伺っている。市においては現状1人が何世帯を担当しているか。また、ケースワーカーの増員についての考えは。

5. 生活保護制度がセーフティーネットとしての役割を發揮するために、特に市が行っていることはどんなことがあるか。例として、専門性を持つ職員の積極的な採用を行っている兵庫県明石市では、2012年に弁護士資格を持つ人材を採用している。また社会福祉士をはじめ、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士など40人を超える福祉分野の専門職の採用を実施している。市として、生活保護担当をはじめとする福祉分野の職員採用には積極的な専門職採用を行うべきと考えるが検討してはどうか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5(2023)年8月28日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 細谷 正

受付番号【 27 】 -(2 / 3)

27	26	25	24
25	/	/	/

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

①一括質問一括答弁方式

②一問一答方式

質問件名 小平市立小・中学校の統廃合等をめぐる課題について問う

質問要旨 小平市立小・中学校は小学校19校、中学校8校である。将来に向けた課題として日本の人口減少・少子高齢化社会の到来、財政バランスの悪化、施設の老朽化による更新時期が集中しているために公共施設更新には多額の財源が必要となっている。

一方で、都内でも小平市は人口増加の傾向にある。令和3年度一般会計決算収支では黒字額が63億1193万5795円である。

教育環境の改善、児童・生徒の増加に対応した喫緊の課題があると考える。

そこで、以下質問いたします。

1. 小平第八小学校における今後の児童数増減見込みはいかがか。また通学区域への影響は。

2. 小平市立小・中学校の統廃合は子どもたちの学ぶ環境にさまざまな影響があると考えるが、学習環境に与える影響について教育委員会の見解を伺う。また市としての見解についても伺う。

3. 学校プールについては、老朽化が顕著となっているが、現在改修・修繕中の学校はどこか。今年度プール授業が困難だった学校はあったか。

4. 小平第十一小学校と小平第十三小学校の複合化について、市民参加を取り入れた本年度の取組と取組で出した市民意見について、教育委員会の見解は。

5. 小平第十一小学校と小平第十三小学校の複合化にあたり、PFI事業に関する検討を含む(仮称)地区交流センターの運営の検討状況はいかがか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5(2023)年8月28日 小平市議會議長 殿 小平市議會議員 氏名 細谷 正

受付番号【 27 】 - (3 / 3)

27	26	25	24
25			

再質問の方式
2 一問一答方式

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 新教育長の下での学校内外のソフト・ハードの充実を

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

本年度より教育長が替わったことで、市立小・中学校内外のソフト・ハード整備に対する教育委員会のマインドに変化はあるか、以下質問する。

- ①87の政策30番前段の通学路の防犯カメラのエリア拡大にかかる、教育長の見解を伺う。
- ②87の政策30番の通学路見守りボランティア体制の拡大にかかる、有償ボランティアの必要性について教育長の見解を伺う。
- ③転倒時の安全対策の観点からも、市立小・中学校校庭のサッカーゴールの軽量化を進めていくべきではないか、教育長の見解を伺う。
- ④体育の授業や運動会等の事業の際に、児童・生徒を熱中症から守る観点から、テントの購入・配備をすすめるべきではないか、教育長の見解を伺う。
- ⑤いわゆる学校110番の各教室への設置について、教育長の見解を伺う。
- ⑥内線電話の各教室への設置について、教育長の見解を伺う。
- ⑦体育館内外の水飲み場の整備について、教育長の見解を伺う。
- ⑧トイレの洋式化の際には、単に和式便器を洋式にするに留まらず、トイレ全体をリフォームして臭いがこもらない清潔感があるものにしていくべきと考えるが、教育長の見解を伺う。
- ⑨中学校部活動の移動時の自転車移動解禁について、自転車利用時のヘルメット着用も努力義務化されたこともふまえて、教育長の見解を伺う。
- ⑩中学校校庭の夜間照明については、将来的な地域移行後の部活動の際にも使えるように段階的にでも整備・増設していくべきと考えるが、教育長の見解を伺う。
- ⑪児童・生徒のタブレット端末の破損の状況および、端末の修理等にかかる家庭負担軽減のための検討状況は。
- ⑫就任1年目の教育長が、速やかに予算化して対応すべきと考えている教育行政の課題はあるか。

上記のとおり、小平市議会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 8 月 28 日 小平市議會議長 殿 小平市議会議員 氏名 福室 英俊

受付番号【 25 】

27	26	25	24
26	25	24	△

- (1 / 3)

再質問の方式
2 一問一答方式

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 ユニバーサルスポーツ都市小平を目指して

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

既存の施設の利便性を向上させていく中で、多摩26市で一番のユニバーサルスポーツ都市小平を目指していくべく、以下質問します。

- ① 小川西グラウンドの照明が1基点灯していないのはなぜか。
- ② 学校施設スポーツ団体開放で利用される小平第六小学校のナイター照明について、現在一部の照明が使われていないが、近隣住民へのヒアリングもしながら段階的に点灯させることはできないか。
- ③ 学校施設スポーツ団体開放における、小平第六小学校校庭での12月～3月の夜間利用実施を、本年度より、実証実験として行えないか。
- ④ 学校施設スポーツ団体開放で利用される小学校の防球ネットについて、隣接する民家にボールが出ないよう必要な措置を講じるべきと考える。現在、要望を受けていながらも改善が図られていない学校はあるか。
- ⑤ 市内公園について、防球ネットが整備されたボール遊びができる公園を、1小学校区に一つ以上整備し、安全・安心に使える環境を整えていくべきと考えるが、市の見解を伺う。
- ⑥ ランニングにいそしむ方の熱中症予防と近隣への砂塵の軽減にもつながるよう、小川西グラウンド、中央公園グラウンドには、外周にミストシャワーを設置してはどうか。
- ⑦ 市民総合体育館幼児体育室にプレーリーダーおよび見守りカメラを設置し、保護者が二階の休憩室やプール等で子育てから一步離れて心身を整える機会を創出することは検討できないか、市の見解を伺う。
- ⑧ ブラインドサッカーの普及・啓発について、実施してきたことはなにか。
- ⑨ サウンドテーブルテニスの普及・啓発について、実施してきたはあるか。
- ⑩ 市民総合体育館内のトレーニング室において、障がいのある方も利用しやすいよう工夫していることはなにか。
- ⑪ 東京都パラスポーツトレーニングセンター(調布市)や東京都多摩障害者スポーツセンター(国立市)の障がいがある市民の利用促進に向けて、小平市としてこれまで取り組んできたことはなにか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年8月28日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 福室 英俊

受付番号【 25 】

27	26	25	24
26	25	24	/

-(2 / 3)

再質問の方式
2 一問一答方式

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 市長公約 87 の政策の進捗を問う

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

市長任期も半分が経過し、先日は市長の確認団体が 87 の政策の進捗にかかる通信簿を作り、市長ホームページにも掲載がされている。残りの任期で 87 の政策はどのように展開されていくのか、以下質問する。

- ① 『がんばりましょう』と評価されている政策のうち、政策 6・政策 22・政策 24・政策 38・政策 43・政策 45・政策 51・政策 61・政策 66・政策 67 について、今後の展望をうかがう。
- ② 『よくできました』の評価のうち、政策 27・政策 39・政策 40・政策 41・政策 54・政策 55・政策 57・政策 60・政策 77 について、今後の展望をうかがう。
- ③ 残りの任期・財源を鑑みたとき、公約未達でおわる公算が高い政策はあるか。
- ④ 通信簿をみたとき、公約に掲げていた項目と 2 年目の実績が繋がっていない項目や空欄の項目が散見される。市として 87 の政策の文言を読み返し、令和7年3月末時点での市が目指すべき姿はどこかを今一度整理した上で、市が所管する事業のどこにそれが紐づき、そしてこの2年の進捗はどのようなものだったか、ひいては残りの任期でどのように実現に向けて進んでいくのかを一覧表化し、速やかに市のホームページにて公開すべきと考えるが、市長の見解を伺う。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 8 月 28 日 小平市議會議長 殿 小平市議会議員 氏名 福室 英俊

受付番号【 25 】

27	26	25	24
26	25	24	/

-(3 / 3)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| ② 一問一答方式 |

質問件名 災害級の暑さが続く夏休み期間中の子どもたちの過ごし方について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

「災害級」と言われるほどの危険な暑さの中、子どもたちは夏休みを過ごすことになりました。熱中症予防のため、内閣府から日中の外出を極力控える呼びかけがされていたり、学校でも校庭の遊び場開放が出来ていない状況が続くなど、子どもたちが外に出て遊ぶことへのハードルが高くなっています。安全を第一に考えて制限をすることについては一定の理解をしていますが、同時に代替え案の検討を行っていかなければ子どもたちの居場所や行き先が無くなってしまいます。ここ数年の状況からみても来年以降、猛暑日が減る状況は考えにくことから、子どもたちの過ごし方についてどのような対応が出来るのか考えていく必要があると捉えているため以下質問致します。

1. 日中の外出を控える呼びかけがされている中で夏休み期間中の子どもたちの日中の過ごし方についてどのように捉えているか市と教育委員会の見解についてそれぞれ伺います。

2. 市立小・中学校に対し、子どもたちの過ごし方について統一した見解を出しているか教育委員会に伺います。

3. 危険な暑さが続く中、来年に向けて日中の子どもたちの居場所作りを考える必要があると捉えています。市と教育委員会の見解を伺います。また現在検討されていることがあればお示しください。

4. 8月中に夏休みを終了させる自治体があります。暑さ対策の観点から年間行事予定を調整することは有効と考えます。夏休み期間の変更は考えられるか。変更した場合の影響をどのように捉えているか教育委員会の見解を伺います。

5. 学校施設を活用していくことについて

1) 今後、エアコン設置がされる体育館の活用についても子どもたちの居場所の可能性の一つとして視野に入れるべきではないかと考えますが見解を伺います。

2) (仮称)地区交流センターを整備するにあたって子どもたちの遊び場としての役割を検討してはどうかと考えますが見解を伺います。

上記のとおり、小平市議会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年8月25日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 吉本ゆうすけ

受付番号【 14 】

27	26	25	24
27	26	25	24

- (1 / 2)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- ① 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 こども基本法の趣旨の実現と小平市の取組を問う

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

昨年6月に成立し本年4月に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法と位置付けられ、こども施策の基本理念のほか、こども等の意見の反映、国によるこども大綱の策定、市町村のこども計画などについて定めています。

小平市においても、こども施策を地域全体で強力に進めるべく、こども基本法の趣旨を実現する施策を推進すべきと考え、以下質問致します。

1. こども基本法で市町村の努力義務とされた「こども計画」について伺います。

1) こども計画を策定する予定がありますか。

2) 本年度に(仮称)第三期小平市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査を予定していますが、こども計画との関係は。また、ニーズ調査の対象者や対象人数、質問内容をお示しください。

2 こども基本法では、こども施策を策定・実施・評価するに当たって、施策の対象であるこどもや保護者、関係者の意見の反映について定められています。特にこどもの意見を収集・反映することが重要と考えますが、市の取組として考えていることはありますか。

3 こども基本法では、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、市町村は関係機関や団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならないと定められています。市での取組として考えていることはありますか。

4 こども基本法では、国は同法や児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めることとされています。市としての取組について伺います。

1) 今年度予定している小・中学校児童・生徒に配布するリーフレットの内容をお示しください。

2) 市長の87の政策に掲げられた子どもの権利条例制定の検討について、市はどのように取組ますか。

上記のとおり、小平市議会議規則第57条第2項により通告します。

令和5年8月25日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 吉本ゆうすけ

受付番号【 14 】

27	26	25	24
27	26	25	24

(2 / 2)